

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成30年6月21日第11回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。

### 2. 出席委員

永浜三津子・梶原誠・浦元隆一・杉浦重喜  
上妻廣美・花野進・日高隆克・鳥居幸洋  
石堂季男・鮫島安平・濱脇嘉則

### 3. 欠席委員

中崎和行・東道洋

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名  
日程 第2 会期の決定の件  
日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について  
日程 第4 議案第2号 農地法第4条申請について  
日程 第5 議案第3号 農地法第5条申請について  
日程 第6 議案第4号 非農地証明について  
日程 第7 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について  
日程 第8 承認第2号 農用地利用集積計画について

### 5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、第11回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長)座って進めさせていただきます。本日は、12番、13番委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は13名中11名で、定足数に達しており、総会は成立をしております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願いいたします。

(議長)座ったまま議事を進行させていただきます。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、2番梶原委員、3番浦元委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総

会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

(議長)日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。  
本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の1頁をお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数2件、筆数3筆、面積3,876㎡、畑3,876㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議の程、宜しくお願ひいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の9番鳥居委員の説明をお願いします。

(9番委員)はい、9番鳥居です。議案第1号順位1について説明をいたします。  
去る6月17日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積1,657㎡。大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇〇、地目畑、面積905㎡です。譲渡人、住所 鹿児島市〇〇〇〇〇〇〇〇番14号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所につきましては、〇〇は、〇〇〇〇さんの自宅から〇〇〇の方へ200m行ったところの左手の道下の畑となります。〇〇〇は、最近、〇〇〇〇さんが牛舎を建てましたが、その近くに元の〇〇〇〇の堆肥場があります。堆肥場の入口と反対の道を入りまして、突き当たったところの〇〇〇〇の畑となります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願ひをいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありますか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の1番永浜委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番永浜です。議案第1号順位2について説明いたします。  
去る6月14日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積1,314㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所については、広域農道を〇〇〇から〇〇〇〇

に向かい、最初の橋を渡ってから右に〇〇 m 行ったところの左の奥です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号順位1から順位2については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。従って、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転2件については、許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第2号「農地法第4条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の3頁をお開き下さい。議案第2号、農地法第4条申請の順位1について説明いたします。申請人 〇〇〇〇さん。住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地5。申請地、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇番1、地目畑、地積 2,039 m<sup>2</sup>。同じく地番〇〇〇〇番3、地目畑、地積 495 m<sup>2</sup>。計で 2,534 m<sup>2</sup>となっております。転用目的といたしまして、その他、駐車場・展示場・廃車置き場となっております。申請理由として、現在、事業用に借りている駐車場が、公道より奥まったところであり手狭なため、今般、申請地を転用し駐車場等として利用したいというものです。土地利用規制等については、都市計画区域内、農振農用地外の第1種農地（集落接続施設）と考えます。金融機関からの残高証明書の提出もされており、実現性ありと思われます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)順位1について、担当調査委員の11番鮫島委員の説明をお願いします。

(11番委員)はい、11番鮫島です。議案第2号、農地法第4条申請順位1の現地調査について説明いたします。この案件につきましては、先般6月12日午前9時00分より濱脇会長、日高委員、山口推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所については、〇〇、〇〇〇〇から〇〇海岸へ行きますと、〇〇〇〇がございます。それを左に約200m行ったところに〇〇〇〇の〇〇〇〇があります。その先に〇〇〇〇さんが経営する〇〇〇〇があります。手前の〇〇〇〇の正面の畑です。申請人は現在、〇〇〇〇集落において自動車整備販売業を営んでいます。事業用に借用している駐車場が公道より奥まったところであり、手狭なため申請地を転用し駐車場及

び展示場・廃車置き場として利用したいということです。現在の事業所と近く、車両の移動にも適しているとみられます。事業計画及び配置図も添付され、周辺の農地へも被害が及ばないように被害防除計画、排水計画も添付されております。転用によって付近に被害を与える恐れはないと考えます。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われま。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第4条申請について」は、許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第3号「農地法第5条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の4頁をお開き下さい。議案第3号、農地法第5条申請の順位1について説明いたします。申請人、譲受人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地1。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地5。申請地、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇番2、地目畑、地積499㎡。転用目的といたしまして、一般住宅の建築です。申請理由といたしまして、申請人は現在借家住まいで手狭なため、申請地を購入し自己の住宅を新築したいというものです。土地利用規制等につきましては、都市計画区域内、農振農用地内の第2種農地（市街地近接農地）と考えます。金融機関の残高証明書及び融資証明書も提出されており、実現性はありと思われま。棟数・面積等につきましては、居宅・倉庫で計140.77㎡となっております。農振農用地内とありますが、現在除外申請をしております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の14番濱脇が説明をいたします。

議案第3号、農地法第5条申請、順位1の現地調査について説明いたします。この案件につきましては、先般6月12日午前9時25分より、鮫島委員、平山推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施しました。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇の西側約50mの畑で、〇〇〇〇の北側に当たります。申請人は、現在〇〇〇の〇〇〇〇に居住しております。手狭になったことから、申請地を購入し、自己の住宅を建築したいということでありま。周

田は、譲渡人所有の農地、町の〇〇〇〇及び第三者所有宅地であります。排水計画においても、合併浄化槽を設置し、側溝へ放流するという被害防除計画書も添付されております。転用によって、付近に被害を与える恐れはないと考えます。資金計画においても、金融機関からの融資証明書及び残高証明書も添付しております。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われました。委員の皆様のご審議をお願いします。

現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。

次に日程第6、議案第4号「非農地証明について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の5頁をお開き下さい。議案第4号、非農地証明の順位1について説明いたします。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番1、地目畑、地積2,410㎡。地番〇〇〇〇番3、地目畑、地積1,208㎡。計3,618㎡です。申請人、〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地です。申請理由といたしまして、土地登記簿の地目は畑であるが、昭和55年から耕地として利用せず、現況は畜産施設となっております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の1番永浜委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番永浜です。議案第4号、非農地証明の順位1について説明いたします。この案件につきましては、先般6月12日午前10時00分より、濱脇会長、鳥居委員、森山推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所については、〇〇〇〇十文字を〇〇〇に向かい、一つ目の三文字を左に〇〇m行ったところの左側です。申請理由は、登記地目は畑であります。昭和55年から耕地として利用せず、現況は畜産施設となっており、この申請となりました。耕作をしなくなって38年経っていることから、非農地が妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議、宜しくをお願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

- (議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第4号順位1については、許可することにご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、議案第4号「非農地証明について」は、許可することに決定しました。
- 次に、日程第7、承認第1号、「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。本案について事務局の説明をお願いします。
- (事務局)はい、資料の6頁をお開き下さい。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明いたします。件数2件、筆数9筆、変更面積11,127㎡、契約年数6年の合意による解約でございます。なお、詳細につきましては、資料の7頁から12頁に添付しております。ご審議の程、宜しくお願ひいたします。
- (議長)これから、順位1について審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。順位1については、承認することにご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、2番委員の退席をお願いします。
- (2番委員の退席)
- (議長)これから、順位2について審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。順位2については、承認することにご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。
- (2番委員の入室)
- (議長)したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」の件は、承認することに決定しました。
- 次に日程第8、承認第2号「農用地利用集積計画について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。
- (事務局)はい、資料の13頁をお開き下さい。承認第2号、農用地利用集積計画について。平成30年6月29日を公告日とする利用権設定、貸借権32件、筆数88筆、面積184,165㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、14頁から66頁に添付しております。なお利用権設定を受けるものについては、農業経

営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画について」の件は、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成30年第11回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者